

平成 14 年 9 月 30 日

開始決定発令のご報告

報道機関 各位

更生会社 株式会社 テザック  
更生会社 テザック繊維ロープ株式会社  
管財人 佐々木 豊

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社会社更生手続に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて株式会社テザック並びにテザック繊維ロープ株式会社は、平成 14 年 7 月 19 日の会社更生手続開始申立以来、皆様のご支援により、全社員が一丸となって会社再建に取り組んでまいりましたが、本日午後 5 時、大阪地方裁判所から会社更生手続開始決定を受けることができました。ここに慎んでご報告申し上げます。

同時に裁判所は、保全管理人であった弁護士佐々木豊を引き続き両社の管財人に選任致しましたので、併せてご報告申し上げます。

弊社に会社更生手続開始決定がなされたのは、大阪地方裁判所が更生の見込みありと認定したからであります。今後とも全社員一丸となって、会社債権に取り組んでゆく所存ですので、これまで以上のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

敬具